

【6次産業支援】販売力強化支援事業補助金

農林水産物等の販売力強化のため、[自社ホームページを立ち上げる](#)場合に必要な経費の一部を補助します。詳細は担当課へお問い合わせください。

区分	内容
補助対象者	市内に住所を有する農林漁業者または農林漁業団体
補助対象経費	ホームページ作成委託費
補助金額	1.補助対象経費の2分の1。ただし、上限額は5万円 2.前項により算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。 3.消費税は補助対象外となります。
採択基準	1.同一年度内における同一の交付対象者の申請は1回限りです。 2.申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を終了させていただきますので、ご了承ください。
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次のものを十日町市産業政策課産業振興係へ提出してください。 ・補助金交付申請書（様式第1号） ・事業実施計画書（別紙2） ・実施する事業の内容、対象経費がわかる見積書 ・市税の納税証明書
事業の完了報告	事業が完了したら、次のものを十日町市産業政策課産業振興係へ提出してください。 ・補助金実績報告書兼請求書（様式第7号） ・実績報告書（別紙8） ・対象経費の額がわかる請求書や領収書の写し、成果物の写真など。
留意事項	1.同一年度内の補助金交付の上限は、1事業所につき、販売力強化支援事業、中小企業人材育成支援事業、販路拡大支援事業、人材確保支援事業、国際規格等取得支援事業を合わせて10万円です。 2.他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますのでご注意ください。
～上記補助金のほか、6次産業支援として下記の補助メニューがあります～	
販路拡大支援事業	【内容】自社もしくは他社が開催する展示会、販売会等の出展料補助 【補助対象経費】出展料、出展時用品レンタル料、展示装飾費、会場借上料、車両借上料（レンタカーに限る。）、運送料及び広告宣伝費（海外出展の場合、上記の他、渡航費、通訳雇用費） 【補助率や上限】補助率2分の1、補助上限額5万円 【留意事項】同一の交付対象者が同一の展示会等に2年連続して出展する場合の2年日以降の出展は補助対象外です。また、同一年度内における同一の交付対象者の申請は1回限りです。
新商品開発支援事業	【内容】日本遺産に認定された「究極の雪国とおかまち～真説！豪雪地ものがたり～」に沿った十日町市ならではの特色ある商品または一般的に売られていない市場での新規性が高い商品開発に係る費用補助 【補助対象経費】委託費、研究開発費など新商品開発にかかる経費 【補助率や上限】商品開発費の3分の1、上限25万円 【留意事項】新商品の完成が補助金交付の要件となります。また、同一年度内における同一の交付対象者の申請は1回限りです。

【お問合せ先】十日町市役所 産業政策課 産業振興係（電話：025-757-3139）